

4 耐用年数表（抜粋）

◆年数表は抜粋したもので、こちら以外にも償却資産の対象となるものがあります。

【構築物】

構造・用途	細目	耐用年数
緑化施設 及び庭園	工場緑化施設	7年
	その他の緑化施設及び庭園	20年
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、石敷	15年
	アスファルト敷、木れんが敷	10年
	ビチューマルス敷	3年
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、 街路灯及びガードレールで金属製のもの		10年
電気設備 (照明設備含む)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
冷暖房、通風 又はボイラー設 備	冷暖房設備	13年
	(冷凍機の出力22キロワット以下) その他のもの	15年

【工具・器具・備品】

構造・用途	細目	耐用年数
測定検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5年
治具・取付工具		3年
型(型枠) 鍛圧工具 打板工具	プレスその他の金属加工用金 型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型 用金型、鋳造用型	2年
	その他のもの	3年
寝具・ 電気機器 ・ガス 機器 及び 家庭 用品	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	応接セット	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	8年
	陳列棚及び陳列ケース	
	冷凍機付及び冷蔵機付のもの	6年
	その他のもの	8年
	その他の家具	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	ラジオ、テレビ、その他音響機器	
	冷房用又は暖房用機器	
電気冷蔵庫、電気洗濯機、その 他これらに類する電気・ガス機 器		
6年		
カーテン、座布団、寝具、丹前そ の他これらに類する繊維製品		
3年		
室内装飾品		
主として金属製のもの	15年	
その他のもの	8年	
食事又は厨房用品		
陶磁器製・ガラス製のもの	2年	
その他のもの	5年	

構造・用途	細目	耐用年数
事務機器 及び 通信 機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷・印書業用のもの	3年
	その他のもの	5年
	電子計算機 パソコン(サーバ用を除く。)	4年
	その他のもの	5年
	複写機、計算機、レックスター、FA X、 その他これらに類する事務機器	5年
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及び デジタルボタン電話設備	6年
	その他のもの	10年
光学機器及び 写真制作機器	カメラ、映写機及び望遠鏡	5年
	引伸機、焼付機、乾燥機	8年
看板及び 広告器具	看板、ネオンサイン・気球	3年
	マネキン人形及び模型	2年
	その他のもの	
主として金属製のもの	10年	
その他のもの	5年	
理容又は 美容機器	理容・美容いす、ドライヤー、洗面 設備、パーマ機器、その他のもの	5年
医療機器	レントゲン、その他電子装置を 使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用	4年
	その他のもの	6年
歯科診療用ユニット		
		7年

【機械及び装置】

構造・用途	細目	耐用年数
印刷関連業 用設 備	デジタル印刷システム設備	4年
	製本業用設備	7年
	新聞業用設備	
	モノタイプ、写真又は通信設備	3年
	その他の設備	10年
農業 用設 備	その他の設備	10年
	電動機	
	トラクター	
	歩行型トラクター	
	その他のもの	
	耕うん整地用機具	
	栽培管理用機具	
	防除用機具	
	果樹、野菜収穫調製用機具	
	野菜洗浄機、掘取機など	
家畜飼養管理用機具		
搾乳機、ふ卵機、保温機など		
運搬用機具		
その他の機具		
7年		
自動車整備業 用設 備	自動車分解整備業用設備 洗車業用設備	15年